

令和5年6月15日
福岡北九州高速道路公社

「建設キャリアアップシステム活用工事」の試行について（お知らせ）

標記の件について、建設技能者の技能・経験に応じた賃金や処遇の向上と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用促進を目的とした、「建設キャリアアップシステム活用工事」を下記のとおり試行的に導入することとしました。

つきましては、導入の趣旨を十分に踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

記

1. 対象工事

福岡北九州高速道路公社が発注する全ての工事を対象とする。

2. 適用年月日

- （1）令和5年7月1日以降に契約する工事に適用する。
- （2）令和5年7月1日以前に契約した継続中の工事についても、発注者と受注者が協議の上で、適用してよいものとする。

3. 実施方法

別紙、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」参照

4. 問い合わせ先

福岡北九州高速道路公社 企画部技術管理課

電話 : 092-631-3293

FAX : 092-643-7061

メール : fkue-gijutsukanri@fk-tosikou.or.jp

建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

1. 目的

本試行要領は、建設技能者の技能・経験に応じた賃金や処遇の向上と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用促進を目的に福岡北九州高速道路公社発注工事において、CCUS活用工事の試行を実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・元請企業：公社が発注する工事の受注者をいう。
- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請人のうち、工事において施工体系図への記載が求められているものをいう。
- ・CCUS登録事業者：元請企業および下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／元請企業及び下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・計測日：登録事業者率、登録技能者率または就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3か月に1回の頻度で設定するものとする。ただし、工期が半年以内である等これによりがたい場合は、初回計測日及び計測頻度については、受発注者の協議の上で変更することができる。
- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。
- ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

- ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。

3. CCUS活用工事

（１）対象工事

福岡北九州高速道路公社が発注する全ての工事を対象とする。なお、本試行要領適用日において、継続中の工事にも適用できることとする。（以下、「CCUS対象工事」という。）

（２）実施方法

CCUS活用対象工事の発注方式は、契約締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

受注者は、CCUSの活用を希望する場合、工事着手までに、CCUS活用の意向について、工事打合簿にて監督員に提出するものとする。（以下「CCUS活用工事」という。）なお、本試行要領適用日において、継続中の工事についてCCUSの活用を希望する場合、すみやかにCCUS活用の意向について、工事打合簿にて監督員に提出するものとする。

（３）基準の設定

CCUS活用工事について、下表のとおり指標ごとの基準を設定するものとする。

指 標	基 準
平均登録事業者率	70%
平均登録技能者率	60%
平均就業履歴蓄積率	30%

（４）基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して（３）に掲げる各指標に係る基準の計測日における達成状況を掲載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

（５）未達成項目の報告等

受注者が（３）に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合、受注者は、未達成の項目、要因を工事完成検査日までに、発注者に報告するものとする。

(6) 工事成績評定への反映

本要領に基づく、CCUS活用については、工事成績評定の対象としない。

(7) CCUS活用に係る費用

CCUS活用工事において、基準達成の成否にかかわらず、下記①、②の項目を支出実績に基づき、「CCUS現場利用料等」として、設計変更で費用計上するものとする。

「CCUS現場利用料等」は、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。この際、これらの費用は全ての経費対象外とし積算する。

①カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器のOS	計上費用の上限額	台数の上限
Windows	10,000円／台	当該工事現場に設置する数 (1工事あたり2台を上限とする)
iOS	30,000円／台	

原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工場所が点在する工事の場合など、入構箇所の事情等により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用を計上しない。また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコンやタブレット等）の設置費用や通信費は計上しない。

②現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録（事業者登録、管理者ID登録、技能者登録）のための費用は計上しない。

4. 特記仕様書への明示

CCUS活用対象工事は、その旨、特記仕様書に明示するものとする。

5. その他

CCUS活用対象工事において、アンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。また、この要領に定めのない事項については、必要に応じて、受発注者で協議して定める。